修善寺町外３町合併協議会　協議事項調整内容

修善寺町外３町合併協議会

協　定　項　目	新市の事務所の位置について	関係項目	新市事務所の位置の考え方について
調整の内容	新市の事務所は、地域住民の利便性、交通事情、及び他の官公署との関係を考慮しつつ、４町の生活区域及び庁舎立地条件等を勘案した候補地とする。 なお、事務所の位置については小委員会を設置し、調査事項を付託する。		

調　査	新市の事務所の位置について

新町の事務所の位置を決定する必要性

地方自治法第４条第１項で地方公共団体は、条例で事務所の位置を定めることを義務付けている。(現在の役場の事務所に関する資料は別紙のとおり)
新設合併することにより、これまでの町役場はなくなることになる。
したがって、新市の発足までに事務所の位置を決定しておく必要がある。

事務所の位置の決定基準

地方自治法第４条第２項に、事務所の位置の決定基準として「住民の利便に最も適合するように、交通の事情、他の官公署との関係等を考慮」すべきことが挙げられている。

新市の事務所の位置の考え方

①現有庁舎の一つを、新庁舎とする。
ただし、１庁舎で本庁機能を全て備えることが難しいと考えられる場合分庁方式等を検討する。
②新庁舎を建設する。
③現行の行政サービスが提供できるよう本庁と併せ行政機関（支所）を設置する。

調整の具体的内容

新市の事務所の位置は、地域住民の利便性、交通事情、及び他の官公署との関係等を考慮しつつ、４町の生活区域及び庁舎立地条件等を勘案した候補地とする。
ただし、現行の行政サービスの提供を維持するため、支所又は出張所の設置を検討する。

調　査	新市の事務所の位置について

事務所の位置に関する法令

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

【事務所の設置又は変更】

第４条　地方公共団体は、その事務所の位置を定め又は変更するときは、条例でこれを定めなければならない。

２　前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

３　第１項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の３分の２以上の者の同意がなければならない。

【支庁・地方事務所等の設置及び区】

第１５５条　普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

２　支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

３　第４条第２項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

（通知）支所と称するのは、市区町村内の特定区域を限り主として市町村の事務の全般にわたって事務を掌る事務所を意味し、土木、勧業その他特定の事務のみを分掌させる事務所は、法にいう支所ではない。

（通知）　支所の設置は、交通不便の地あるいは市町村の配置分合等により従前の市町村役場を廃せず支所とする場合であり、その組織は担当の職員が常時勤務することを要件とする。

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）

第３条　普通地方公共団体の設置があった場合においては、第１条の規定により当該地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。

調　査	新市の事務所の位置について

先進事例

①北上市（平成３年４月１日、北上市・和賀町・江釣子村の１市１町１村による合併）

『江釣子村上江釣子地内とする（事務所の位置は、当初、現北上市役所の場所とし、新庁舎は江釣子村上江釣子地内に置く。）』

②ひたちなか市（平成６年 11 月１日、野田市・那珂湊市の２市による合併）

『新市の事務所は、現在の勝田市役所の位置とする。』

③あきる野市（平成７年９月１日、秋川市・五日市町の１市１町による合併）

『新市の事務所の位置は、秋川市二宮 350 番地とする。』

④篠山市（平成 11 年４月１日、篠山町・西紀町・丹南町・今田町の４町が合併し、市制を施行）

『新町の事務所の位置は、多紀郡篠山町北新町 41 番地とする。』

⑤西東京市（平成 13 年１月 21 日、田無市・保谷市の２市による合併）

『新市の事務所の位置は、田無市南町 5 丁目 6 番 13 号とする。現在の田無市役所を田無庁舎、現在の保谷市役所を保谷庁舎と呼称する。』

⑥さぬき市（平成 14 年４月１日、津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町の５町が合併し、市制を施行）

『当面の新市の事務所の位置を大川郡志度町大字志度５３８５番地８に置く。』

〈参考〉

○　篠山市支所設置条例（抜粋）

（設置）

第１条　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 155 条第１項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため支所を設置する。

（名称及び位置等）

第２条　支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
篠山市城東支所	篠山市日置 385 番地の１	旧城東町区域
篠山市多紀支所	篠山市福住 344 番地の１	旧多紀町区域
篠山市西紀支所	篠山市宮田 240 番地	旧西紀町区域
篠山市丹南支所	篠山市杉７番地の１	旧丹南町区域
篠山市今田支所	篠山市今田町今田新田 14 番地の１	旧今田町区域

○　篠山市支所事務分掌規則（抜粋）

（趣旨）

第１条　この規則は、篠山市支所設置規則条例（平成 11 年篠山市条例第８号）第１条に規定する支所の事務を処理させるため、次の担当を置く。

城東支所	地域振興担当　住民担当　福祉担当　業務管理担当　収納担当
多紀支所	地域振興担当　住民担当　福祉担当　業務管理担当　収納担当
西紀支所	地域振興担当　住民担当　福祉担当　業務管理担当　収納担当　西紀分室担当
丹南支所	地域振興担当　住民担当　福祉担当　業務管理担当　収納担当
今田支所	地域振興担当　住民担当　福祉担当　業務管理担当　収納担当

（職の設置）

第２条　支所に支所長を置く。

２　支所に次長を置くことができる。

３　担当に係長を置くことができる。